

学校選択制についての主な質問・意見

(※類似意見はまとめて紹介しています)

●選択の機会

Q：入学時に選択した学校を転居以外の理由で、在学途中に変更することは可能なのか？

A：入学時に学校を選択し、卒業まで選択した学校に就学するのが原則です。

Q：年度途中の転入者は選択を認めるのか？

A：年度途中の転入者については、選択範囲内の学校のうち受け入れができる学校から選択できるとしている自治体もあれば、住所地の通学区域の学校に就学するとしている自治体もあります。今後、熟議で議論します。

●学校の受け入れ人数の調整

Q：各学校の受け入れ可能数はどのように決めるのか？

A：他都市の例では、教室数や通学区域内の児童生徒数などを勘案し、各学校が受け入れ人数を算定し、教育委員会と協議をして、人数を公表しています。通学区域内の児童生徒だけで、教室不足が見込まれる場合は、受け入れできない学校であることを、希望調査前に公表している自治体もあります。受け入れ人数の算定の考え方については、今後、熟議で議論します。

Q：選択した学校の抽選に漏れた場合、指定校の定員もオーバーしているということにはならないのか？

A：他都市の例では、学校の施設面で限度があるため、学校ごとに受け入れ人数を定め、希望者が受け入れ人数を超える場合は、抽選により、就学する児童生徒を決めています。その際、通学区域内の児童生徒は無抽選としており、通学区域外の希望者を対象に抽選しています。もし、通学区域外の学校を希望し、抽選に漏れた場合でも、通学区域の学校には、就学できるようにしております。

●きょうだい・双子の場合

Q：選択制になった場合、きょうだいで同じ学校へ通えるような配慮はあるのか？

Q：双子の場合、抽選の結果、別々の学校へ行かなければならないこともあり得るのか？

A：他都市の例では、きょうだいが在学の場合、優先扱いをしているところもあれば、公平性を考慮し、優先扱いしていない自治体もあります。優先扱いしていない自治体では、通学区域の学校であれば、きょうだいが必ず同じ学校に通うことができると保護者に周知しています。また、双子の場合は、抽選により同じ結果になるよう運用されています。今後、区民の意見を踏まえ、熟議で議論します。

●他都市の状況

Q：全国で、学校選択制を実施している自治体の割合は？

A：小中学校ともに、全国の約 14%で学校選択制を実施しています。

●学校の統廃合との関係

Q：学校選択制の結果、入学者が大幅に減少し、統廃合になる学校もあるのではないかと？

A：教育委員会としては、学校選択制と学校の適正配置（統廃合）は、別の課題であると考えています。平成 22 年 2 月の大阪市学校適正配置審議会の答申により、学年によっては 6 年間クラス替えができない、11 学級以下の小学校については、教育上の課題があり、適正配置（統合）の対象として整理しています。しかしながら、市内には特に小規模な学校があり、教育環境上の課題が大きい、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みが立っていない特に小規模な学校から、区役所と連携し、地域等と話し合いを行っています。学校の統廃合については、大阪市学校適正配置審議会の答申に基づき、今後とも、適切に対処してまいります。

●熟議とは

Q：熟議で検討するということはどういうことか？

A：熟議「学校選択制」は、大阪市の学校選択制の制度内容や課題への対応策について、先行して実施している他都市の事例も参照にしながら、区民の意見も踏まえ、保護者、地域、小中学校の校長、学識経験者、公募委員、区長等で 4 月下旬より議論をしています。9 月末頃に取りまとめを行う予定です。

●越境入学防止の取組みとの関係

Q：今まで越境防止と言ってきたのに、急に方針を変更するのか？

A：越境入学・通学防止については、重要な課題であり、現在も取り組んでいます。

学校選択制を実施している自治体でも、生活実態のない所に住民票の届け出を行い、その通学区域の学校に就学するという不適正な就学、いわゆる越境入学・通学の事例が起こっており、区役所が生活実態調査を行うなど、越境入学・通学防止に取り組んでいるとお聞きしています。今後、熟議で、越境入学防止の取組みも踏まえながら議論していきます。

●部活動

Q：部活動に魅かれてその学校を選択したのに、部活動の指導教員が他の学校に異動してしまい、活動が弱まったりする心配はないのか？

A：学校選択制の実施如何に関わらず、教員には人事異動があります。他都市では、部活動を理由に学校を選択される保護者に対して、その点を含んで選択されるよう周知をして

います。

●区民の意見集約

Q：アンケートの集計結果は公表してほしい

A：区役所のHPに公表します。

Q：教員の異動、経費の支出、授業内容ともに区長には権限がないのに、教育委員会ではなく区長が決定することができるの？

A：学校選択制の導入については、現在、区長が、学校教育フォーラム等により、保護者を中心に区民の意見を聴いており、今後、意見集約を行っていきます。教育委員会は、熟議で、実施する場合の制度内容や課題への対応策について議論し、9月末頃にはとりまとめを行う予定です。教育委員会と区長が連携し、責任を持って取り組んでいきます。

●賛成理由

- ・子どものレベルアップを考え自由に選択するのが望ましい。
- ・通学距離、時間、生徒数の偏りなど、幾つかの課題はあるがやってみないとわからない。
- ・市全体がレベルアップし、良くしたいと願う発案なので、賛成する。
- ・子どもの希望する学校に行かせてあげたい、学校によって行事・クラブ等の内容が違うので希望するクラブに参加できなくて残念な思いをしている。
- ・中学校の特色を維持（発展）させるため、実施賛成。
- ・通学路の安全の観点から、特定地域選択制が望ましい。

●反対理由

- ・地域レベルの子供同士の結びつきや居住地域内の活動が減少し、地域・地元との関わりが無くなる。
- ・他都市でも廃止している所もあり、導入する目的がわからない。
- ・多くの自治体で、選択制を撤回し、元に戻している。
- ・自分の子どもだけにしか関心が向かないのではないか。
- ・集団登校はできなくなるのか心配。
- ・学校間の特色は、私立にまかせるべき。
- ・ただでさえ希薄になってきている人間関係、地域関係が、選択制によって加速するように思う。
- ・小学校の登下校の見守りをしてもらう中で、校区の地域の方々に顔を覚えてもらい、子どもとしても地域社会にデビューしていくものである。
- ・特色ある学校作りは、選択制でなくても可能である。

- ・自由選択制でも、地域を優先してから抽選するのであれば、外れる人の方が多いのは明らか。自由選択制の意味はあるのでしょうか。
- ・地域との関係が希薄になってまでも実施するメリットが見えてこない。子どもの虐待のフォローも地域として取り組みにくくなる。

●自由意見

- ・今回のフォーラムだけで導入の是非を決定するのは大変危険であり、早急に各単位 PTA において、説明会や意見交換会を実施する必要があると思われます。
- ・制度内容を決め、課題の対応策を示した具体案を持って、区民に問うべきではないか
- ・判断材料がないまま、見切り発車のような気がする。もっと時間をかけて考えるべき
- ・様々な意見が聞けて有意義だった。
- ・小学校は現状でよいが、中学校は隣接区域選択制がよい。
- ・全員が選択するのでなく、事情がある場合のみ申請して選択制にすれば、偏りや安全面などの問題も解決する。
- ・地元優先枠が設定されるならば反対、設定されなければ賛成する。
- ・経費と労力をかける割に、効果が出るまでに時間がかかる。
- ・学校選択制がなくても、現在の枠組みの中で、隣接校に通学できるような調整区域を設定すれば済むのではないか。
- ・小学校については反対であるが、中学校については独自の取組みや特色を出した校風を示すことで、生徒の意識もアップするのではないか。
- ・はじめて小学校に入学させる保護者にとっては、難しすぎて手に負えない選択です。
- ・公立の学校ではどの学校へ行っても公平に学べて、学力差が出ないように指導してほしい。
- ・普段から生徒・保護者と接している教師の意見をもっと聞いていただきたい。